

「都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案」について

平成19年2月16日
国土交通省

I. 主旨

都市の再生を一層推進する観点から、都市再生整備計画の区域内において複数の民間都市開発事業が施行される場合の民間都市再生整備事業計画に係る国土交通大臣の認定の申請を行うことができる都市再生整備事業の整備事業区域の面積の最低規模の要件を定めることとする。

II. 内容

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第63条第1項の規定による民間都市再生整備事業計画の認定を申請することができる都市再生整備事業の整備事業区域の面積の最低規模は同法施行令（平成14年政令第190号）第12条の規定により0.5haとされているが、当該都市開発事業の整備事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（都市再生整備計画の区域内において、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の整備事業区域の面積の合計が0.5ha以上となる場合にあつては、0.25haとする。